

## 令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修（新制度研修）実施要領について（案）

令和 7 年度第 1 回政治資金適正化委員会（令和 7 年 4 月 23 日開催）で実施することが決定された令和 9 年以降に行う政治資金監査に関する研修（以下「新制度研修」という。）について、資料 3－2 のとおり実施要領を定めることとする。

### 1 研修の目的

令和 6 年改正政治資金規正法（※）の施行に伴い、新制度研修は、登録政治資金監査人が令和 9 年以降に政治資金監査を行うに当たって必要な専門的知識を習得することを目的とする。

（※）政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 64 号）、政治資金規正法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 号）及び政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 号）による改正。

### 2 研修の対象者

令和 7 年度以前に実施された登録時研修を修了した登録政治資金監査人

### 3 研修の構成

- ① 以下の研修資料により、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針の講義を 1 時間程度行う。
  - ・ 「政治資金規正法のあらまし」
  - ・ 令和 6 年改正政治資金規正法に伴い改定された政治資金監査に関する具体的な指針（以下「改定後マニュアル」という。）のうち以下の項目
    - I. 政治資金監査の目的
    - II. 登録政治資金監査人
    - III. 国会議員関係政治団体
- ② 以下の研修資料により、改定後マニュアル及びその他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の講義を 1 時間半程度行う。
  - ・ 改定後マニュアルのうち以下の項目
    - IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針
    - V. 政治資金監査指針② 個別監査指針
    - VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング
    - VII. 政治資金監査報告書
    - VIII. その他の留意事項
  - ・ 参考資料
  - ・ 「政治資金監査関係法令集」